

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 市内に住所を有していない場合には、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要ないと認める時は、同項に規定する添付書類の一部を省略することができる。
- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が添付されたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができないときは、本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより行うことができる。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、戸籍上の氏名（外国籍を有する者の場合には、これに準ずるもの）との併記により社会生活上通用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓した者が第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

（証明書及び証明カードの再交付）

第8条 証明書及び証明カードの交付を受けた者は、当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、又は破損したとき、及び住所、氏名等の変更があったときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）により市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

（証明書及び証明カードの返還）

第9条 宣誓した者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）に証明書及び証明カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、第3号に該当する者（第3条第2号に掲げる要件に該当しなくなった者に限る）が、本市と連携する他の自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓の証明等を受ける場合には、この限りでない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（パートナーシップ宣誓の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ宣誓を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
- (2) 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。

2 前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付された証明書及び証明カードを直ちに市長に返還しなければならない。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第11条 連携自治体においてパートナーシップの宣誓の証明等を受けている者が、市内への転入後引き続きパートナーシップの関係を継続し、第7条の規定による証明書等の交付を受けようとするときは、パートナーシップ継続申告書（様式第7号。以下「継続申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

- (1) 連携自治体において交付されたパートナーシップの宣誓の証明書類
- (2) 第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類

2 第4条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第7条の規定については、前項の規

定により証明書等の交付を受けようとする者について準用する。

- 3 市長は、第1項の規定による継続申告書の提出があったときは、当該継続申告書を提出した者双方の同意を得た上、連携自治体に通知するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。